

平成二十六年経済産業省令第四十二号

別記様式

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十一条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十一年法律第九十四号）の規定を実施するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

別記様式		表題
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査		
署名及び氏名		
写	年	月
眞	年	月
日生 日交付		
経済産業大臣 印		
※		

別記の別記様式・廃炉等支援機構法付  
第65条 真跡大印は、この別記を用意するかの必要あると認めるときは、機関に対しその前に開示し、報告をさせ、又はその機関に機関の代表者に立ち入り、監査、審査等やるべき物件を検査させることとする。  
2. 前項の規定により機関が立入検査をする場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係する機関の職員に示す。  
3. 第1項の規定による立入検査の場合は、監査報告のため認められたものと解してならない。  
4. 第1項の規定により機関が立入検査をする場合は、その運営行為をした機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。  
二、第65条第1項の規定による立入検査をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による立入検査を拒む場合は、50万円以下の罰金に処する。  
(備考) 用印の大きさは、日本工業規格JISZ2901とすること。